

ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)、「ご契約のしおり 定款・約款」、「特別勘定のしおり」をご確認のうえ、大切に保管してください。

「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 告知義務について
- 年金・死亡給付金をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 契約内容の変更等について
- 生命保険契約者保護機構について

変額保険販売資格をもつ募集人について

三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

なお、「収穫名人Ⅱ」は、保険販売資格をもつ募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。

募集人の権限等および変額保険販売資格に関するお問い合わせは、
明治安田生命保険相互会社 総合代理店業務部 代理店サービスグループ TEL03-3283-1781 までご連絡ください。

募集代理店(三菱東京UFJ銀行)からのご説明事項

- 「収穫名人Ⅱ」にご契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「収穫名人Ⅱ」は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱東京UFJ銀行は「収穫名人Ⅱ」の引受保険会社である明治安田生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

契約内容のご照会、各種手続きは、以下にお申し出ください。

明治安田生命D.A.サービスセンター

受付時間：祝日、年末年始等の休日を除く
月～金曜日9時～17時

※15時以降受付の積立金に関するお手続きにつきましては、翌営業日に受け付けたものとしてお取り扱いいたします。



ようこそ ハロー
0120-453-860

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

株式会社 三菱東京UFJ銀行

三菱東京UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)

http://www.bk.mufg.jp

(ご契約後のご照会)
引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111番(代表)

ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

収穫名人Ⅱ

5年ごと利差配当付一時払変額個人年金保険(超過給付金型) [Ⅱ型]

たのしくふやして、
おおきなあんしん。

契約締結前交付書面

(契約概要・注意喚起情報)

兼

商品パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、「I. 商品パンフレット」、「II. 契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」で構成されております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。特にリスクの説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」のほか、契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」、資産運用に関する詳細は「特別勘定のしおり」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

「収穫名人Ⅱ」は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

募集代理店

三菱東京UFJ銀行

引受保険会社

明治安田生命



はじめにご確認ください。

1.この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。なお、死亡給付金および年金原資は引受保険会社である明治安田生命により基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

2.この商品はクーリング・オフ制度の対象です

申込日(申込書の記入日)または「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

3.解約返戻金について

年金開始日前であれば、いつでも解約することができます。
解約返戻金に最低保証はありません。

投資リスクについて

この商品は、一時払保険料の100%を特別勘定で運用し、特別勘定を構成する投資信託の運用実績等に応じて積立金、将来の年金年額等が増減します。そのため国内外の有価証券(株式や債券)の価格下落や為替相場の変動等により、投資信託の基準価額が下がった場合、積立金、解約返戻金が基本保険金額(一時払保険料)を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。運用に伴うリスク、成果は契約者に帰属します。

■この商品の特別勘定の投資にあたっては、**価格変動リスク**、**為替リスク**、**信用リスク**、**金利変動リスク**等があります。また、特別勘定に関する資産運用会社等の経営破綻や著しい信用状況の悪化等によっては、期待された運用成果が得られない場合があります。

主な投資リスクについて

価格変動リスク	有価証券の市場価格の変動により、資産価値が変動し、投資元本を下回る場合があります。
為替リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が変動し、投資元本を下回る場合があります。
信用リスク	有価証券の発行体の経営・財務状況の悪化により、資産価値が変動し、投資元本を下回る場合があります。
金利変動リスク	金利水準の変動により、資産価値が変動し、投資元本を下回る場合があります。

諸費用について

	項目	費用	費用の計算方法
ご契約時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。		
据置期間中	保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対して年率2.70%	資産総額に対して2.70%/365日を毎日控除します。
	資産運用関係費(信託報酬)	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率0.30%(税込)	投資信託の純資産総額に対して0.30%/365日を毎日控除します。
契約日から7年未満の解約(一部解約)の場合	解約控除	基本保険金額に対して5.0%~2.0%	契約日からの経過年数に応じ、基本保険金額(一部解約の場合は請求額に応じて減額される基本保険金額)に左記解約控除率を乗じた額を控除します。
年金支払期間中(年金支払特約の場合を含む)	保険契約関係費	年金年額に対して1.0%	年金開始日以後、年金支払日に控除します。

契約者にご負担いただく費用の合計額は、上記「保険契約関係費」、「資産運用関係費」の合計です。なお、**契約日から7年未満の解約(一部解約)の場合には、上記「解約控除」がかかります。**

※くわしくは12ページをご覧ください。

「収穫名人Ⅱ」は、運用期間中の楽しみと、将来の受け取りの安心感をお届けします。

この商品は、一時払保険料の100%を特別勘定で運用し、特別勘定を構成する投資信託の運用実績等に応じて積立金、将来の年金年額等が増減します。そのため国内外の有価証券(株式や債券)の価格下落や為替相場の変動等により、投資信託の基準価額が下がった場合、積立金、解約返戻金が基本保険金額(一時払保険料)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

特徴1 「つかう楽しみ」運用成果

くわしくは5-6ページをご覧ください。

運用の目標値(基本保険金額の105%)に達するたびに、基本保険金額(100%)を超える金額を運用成果(超過給付金)として何度でもお受け取りいただけます。特別勘定繰入日から(年金開始日前3ヵ月間を除く)お受け取り可能です。

⚠ 運用実績によってはお受け取りいただけないことがあります。超過給付金が源泉分離課税の対象となる場合は、税控除後の金額となります。年金開始日前3ヵ月以内は、目標値に達しても超過給付金をお支払いしません。

特徴2 「受取りの安心感」年金原資保証

運用が不調でも年金原資は基本保険金額の100%が最低保証されます。運用成果(超過給付金)を受け取っても最低保証(基本保険金額の100%)は減少しません。

⚠ 年金原資の最低保証のためには、据置期間(10年)満了までご契約を継続いただく必要があります。解約返戻金に最低保証はありません。※解約返戻金については14ページの「6.解約・一部解約と返戻金について」をご覧ください。

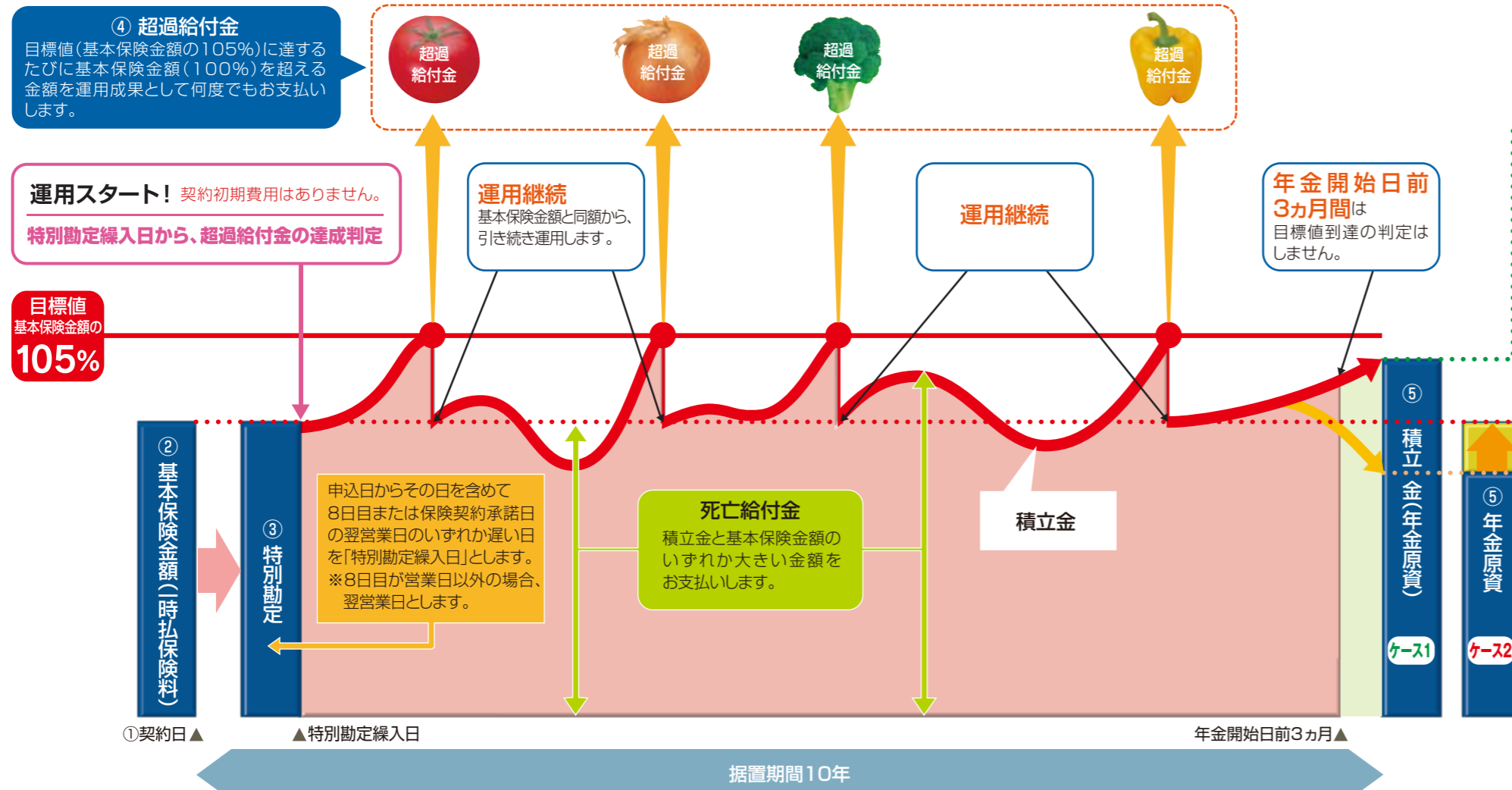
特徴3 「ふやす楽しみ」運用手法

くわしくは7-8ページをご覧ください。

市場環境の変動に応じて、機動的に資産配分を見直すことにより、安定的な投資成果の獲得を目指す運用スタイルです。

⚠ 運用に伴うリスク、成果は契約者に帰属します。途中解約の場合、解約返戻金は基本保険金額を下回ることがあります。また特別勘定に関する資産運用会社等の経営破綻や著しい信用状況の悪化等によっては、期待された運用成果が得られない場合があります。特別勘定から保険契約関係費、資産運用関係費が控除されます。

商品のしくみ (イメージ図)



据置期間満了後の受取方法

ケース1
運用が好調な場合の年金原資
積立金

ケース2
運用が不調な場合の年金原資
基本保険金額 (一時払保険料)

⚠ 年金年額は年金開始日の基礎率等(予定利率等)により算出されますので、契約日には確定していません。

受取方法が選べます。

一括受取

または、

確定年金 (5年・10年・15年)

年金開始日

年金支払期間
この期間は、⑥一般勘定で運用します。

用語のご説明

- 契約日**
契約日は、被保険者が告知をした日、または明治安田生命が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)のいずれか遅い日になります。
- 基本保険金額**
死亡給付金および年金原資の基準となる金額です。一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額となります。
- 特別勘定**
資産の管理・運用を行うために独立して設けられた勘定をいいます。資産の運用実績が積立金、返戻金、死亡給付金および将来の年金年額等の増減につながるため、他の保険種類の資産とは区別しています。
- 超過給付金**
特別勘定繰入日から毎日(年金開始日前3ヵ月間を除く)、積立金が目標値(105%)に達しているかを判定し、目標値に達している場合は、翌日に基本保険金額を超える額を超過給付金として一般勘定に振り替えます。
- 積立金・年金原資**
積立金は特別勘定の運用実績により金額が毎日変動(増減)します。年金原資は年金開始時における将来の年金を支払うために必要な積立金のことをいいます。
- 一般勘定**
一定の給付が保証され、資産運用に関して安全性が重視される定額の保険・年金保険にかかわる資産の運用・管理を行う勘定で、特別勘定とは明確に区別されています。

諸費用について

ご契約時	据置期間中	契約日から7年未満の解約(一部解約)の場合	年金支払期間中
契約初期費用はありません 一時払保険料の100%を特別勘定に繰り入れます。	保険契約関係費 特別勘定の資産総額に対して年率 2.70% 2.70%/365日を毎日控除します。	資産運用関係費(信託報酬) 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率 0.30% (税込) 0.30%/365日を毎日控除します。	保険契約関係費 年金年額に対して 1.0% 年金開始日以後、年金支払日に控除します。
		解約控除 基本保険金額に対して経過年数別の所定の率(5.0~2.0%)を乗じた額を控除します。 ※くわしくは12・14ページをご覧ください。	

商品パンフレット

商品パンフレット

「つかう楽しみ」運用成果

超過給付金について 運用の目標値(基本保険金額の105%)に達するたび、何度でも超過給付金をお受け取りいただけます。

積立金の増減は、明治安田生命が毎日チェックします。積立金が目標値(105%)に達した場合には、基本保険金額(100%)を超える金額を超過給付金としてお支払いします(年金開始日前3ヵ月間を除く)。

- ⚠ 運用実績によっては、超過給付金をお受け取りいただけないことがあります。
- ⚠ 年金開始日前3ヵ月以内は、目標値に達しても超過給付金をお支払いしません。

● 超過給付金のお受取りのながれ

1 目標値(105%)に到達

運用の目標値(105%)に達した場合、超過給付金をお支払いします。

2 一般勘定に据え置き

超過給付金(源泉分離課税の対象となる場合は、税控除後の金額)は、所定の利息をつけて自動的に一般勘定に振り替えて、据え置かれます。

3 郵送で通知

目標値(105%)に達したことを、明治安田生命より郵送で通知します(請求書同封)。
[原則、目標値到達日から5営業日以内に発送します]

受取方法を選択 以下の3つの受取方法からお選びいただけます

途中引出し (一部引出し*も可)

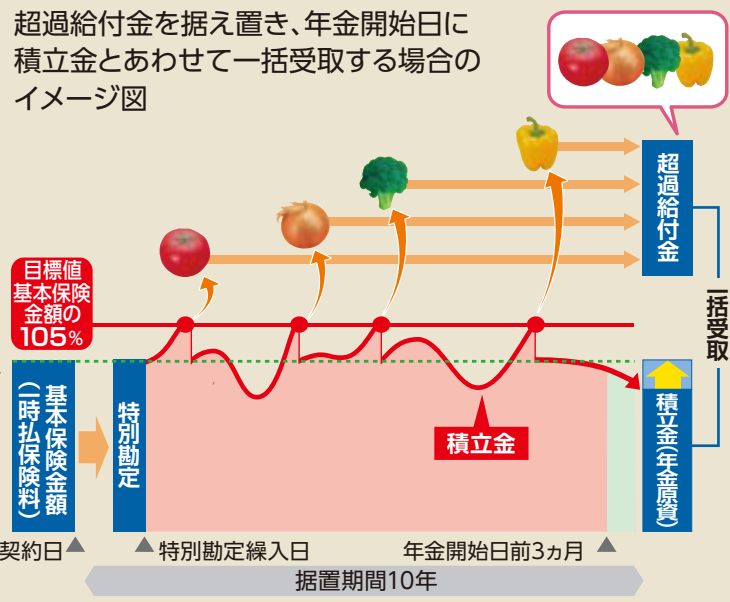
請求書に必要事項をご記入いただき、郵送していただければ、お受け取りいただけます。
*一部引出しは1,000円以上1,000円単位でお取り扱いいたします。

年金開始日に一括受取

据え置かれた超過給付金を年金開始日に一時金として一括でお受け取りいただけます。

年金受取

お申し出により増額年金(年金の買い増しに充当)としてお受け取りいただけます。(据置期間満了後)



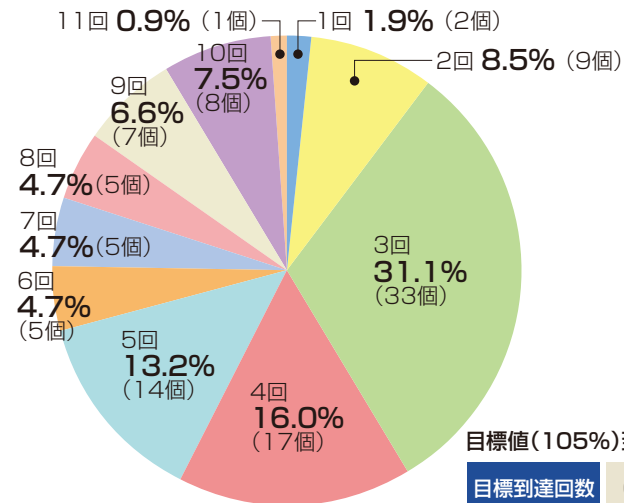
ご参考 過去の参考指数データを用いたシミュレーション



下記データは、「収穫名人II」の特別勘定の運用実績を示すものではありません。また、将来の目標値到達の回数や超過給付金のお支払いの確実性をお約束するものではありません。
くわしくは下記の<前提条件>をご覧ください。

下記A回は、1993年1月末から2011年10月末の月次データで、毎月末に運用を開始したと仮定して計算できる106個の月次データに基づいています(運用開始時期:1993年1月末~2001年10月末)。

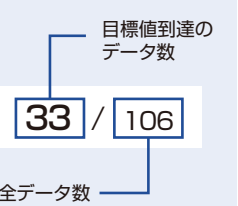
A 目標値(105%)到達回数の分布



目標値(105%)到達データ数

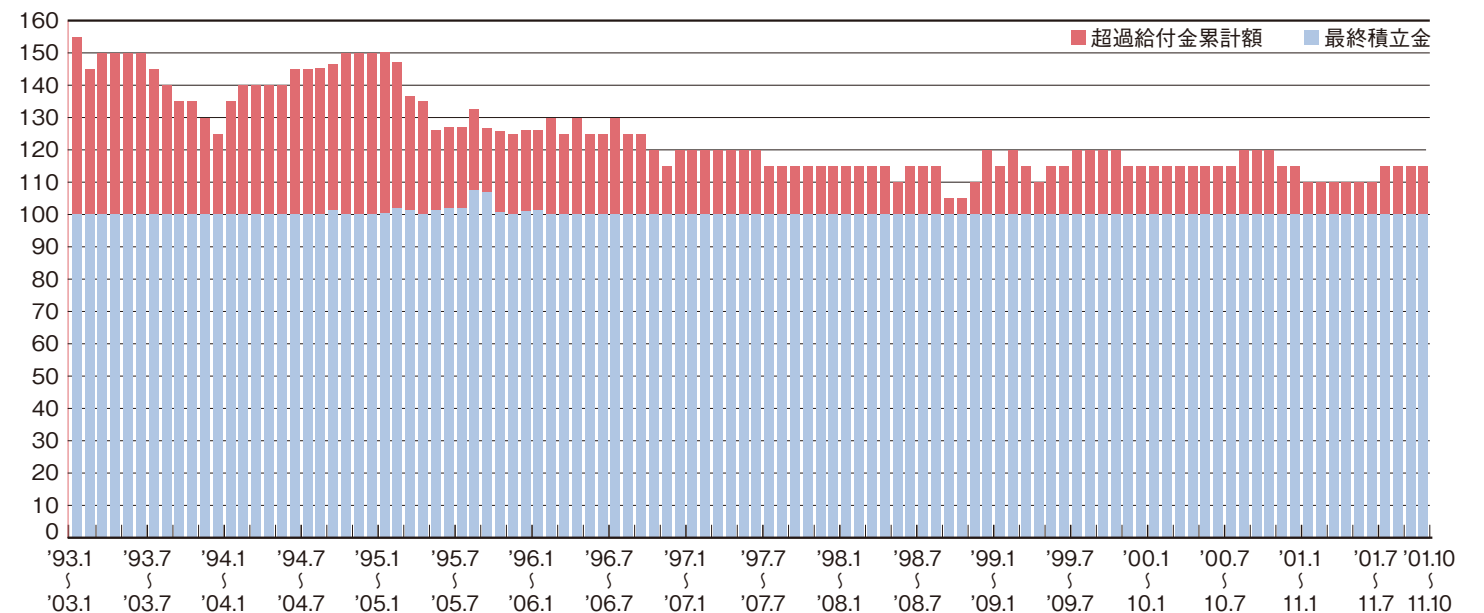
目標到達回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回
到達データ数	0/106	2/106	9/106	33/106	17/106	14/106	5/106	5/106	5/106	7/106	8/106	1/106

表示内容について



B 「超過給付金」も含めた総受取額の推移

下記グラフの値は、一時払保険料を100とし、120ヵ月目の積立金(積立金が100を下回っている場合は、最低保証により100と仮定しています)に、「超過給付金」が支払われたと仮定した回数に5を乗じた数値を加えて算出しています。



<前提条件>

- 上記数値は、リスクコントロール手法に従って運用を行ったと仮定し計算したデータ(取引にかかる費用等の諸費用を考慮しています)に基づき、以下の費用を控除したと仮定したシミュレーションの結果です。
 - 費用については、運用期間を通じて保険契約関係費(年率2.70%)と資産運用関係費(年率0.30%)を月割で控除したと仮定して計算しています。なお、それ以外の費用は考慮していません。
 - 積立金が月末において目標値に達した場合、当月中に「超過給付金」が支払われたものと仮定して、積立金を算出しています。
 - 目標値到達回数の集計にあたっては、年金開始日前(運用終了前)3ヵ月間は除外しています。ただし、年金開始日前日(運用終了時点)に積立金が目標値に達した場合は、「超過給付金」が支払われたものとみなしています。
- ※実際には申込日からその日を含めて8日目または保険契約承諾日の翌営業日のいずれか遅い日に特別勘定への繰り入れを行います。その考慮はしていません。

商品パンフレット

商品パンフレット

「ふやす楽しみ」運用手法

運用方針

独自の「リスクコントロール手法」により、市場に対するリスクを調整し、安定的な投資成果の獲得を目指します。

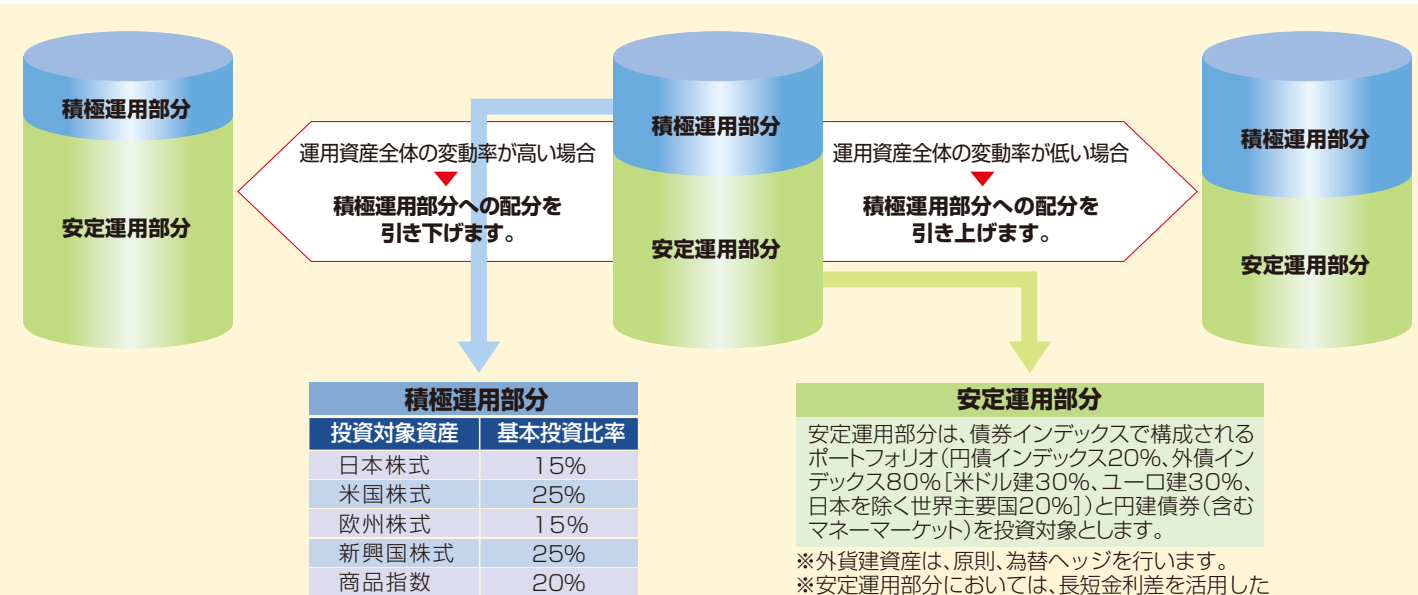
リスクコントロール手法とは

- 市場環境に応じて、株式・商品指数による「積極運用部分」と債券指数等による「安定運用部分」の資産配分比率を機動的に見直すことにより、市場に対するリスクをコントロールします。
- 資産配分にあたっては、ファンドのリスクを「変動率(資産の値動き)*1で計測し、積極運用部分の変動率が激しい場合は、積極運用部分への配分比率を減らし、安定運用部分への配分比率を増やすことにより、ファンドのリスクをコントロールします。

*1 「投資対象の資産価格の変動」のことで、一般的に、変動率が大きいことはリスクが大きいと定義されます。

⚠ 特別勘定に係る資産運用会社等の経営破綻や著しい信用状況の悪化等によっては、期待された運用成果が得られない場合があります。

資産配分変更のイメージ図



- ⚠ リスクコントロール手法をはじめとする資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。
- ・積極運用部分の配分比率は、明治安田生命ホームページをご覧ください。
- ・ご契約時の積極運用部分の配分比率は、特別勘定線入日の配分比率が適用され、その後、毎日見直しを実施します。
- ・積極運用部分の配分比率は、リスクコントロール手法に従い投資信託の純資産総額に対し0%から50%の範囲で変動し、配分は固定されず毎日見直しを実施します。

特別勘定の名称、運用会社等

特別勘定の名称	SG世界バランスYY*2
対象となる投資信託	MYL リスクコントロール・ファンドYYYY*2 VA (適格機関投資家向け私募)
運用会社*3	リクソー投信株式会社

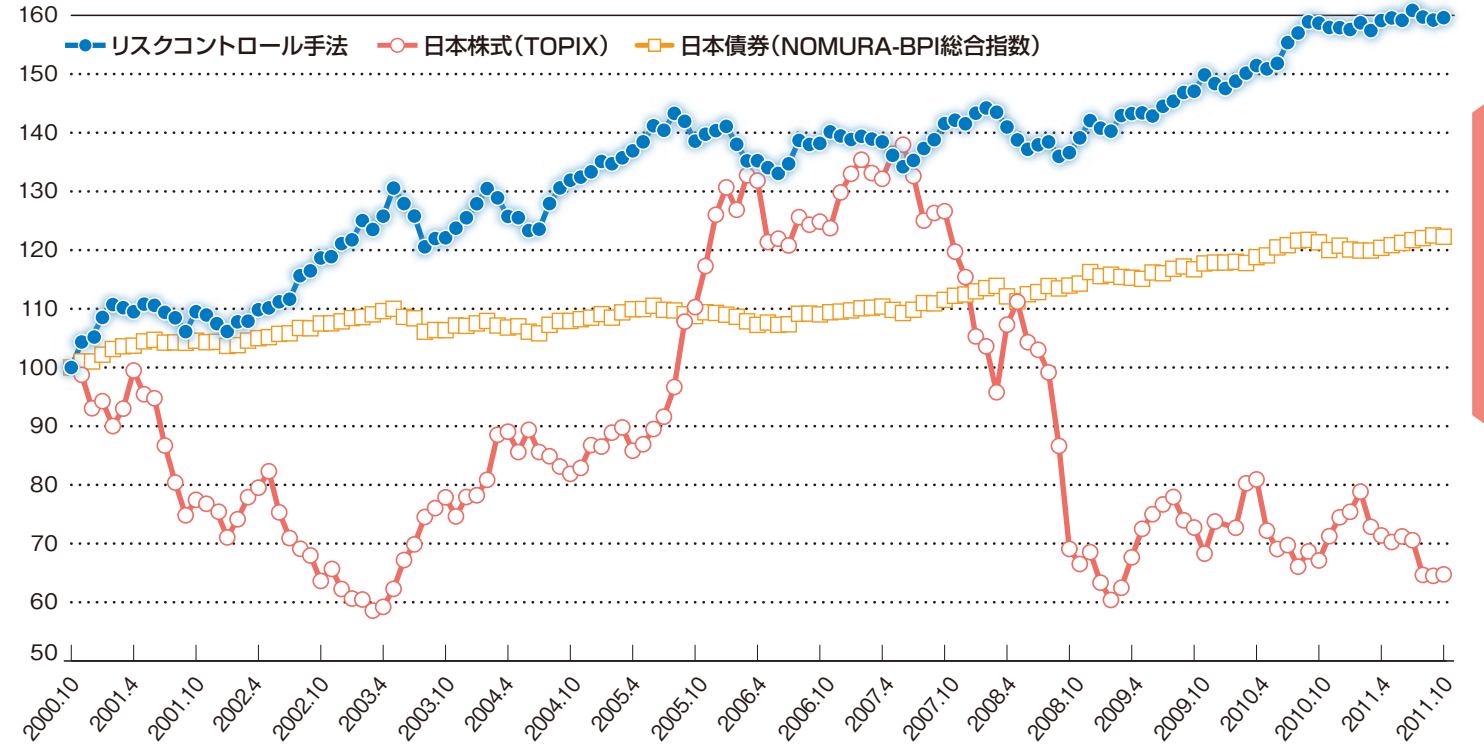
*2 特別勘定、対象となる投資信託は毎年設定され、YY、YYYYは、契約日より異なります。(例)契約日が2011年11月~2012年10月の場合「11」「2011」となります。各特別勘定、対象となる投資信託は、同じ運用方針、運用手法です。

*3 運用会社のご案内
【リクソー投信について】
リクソー投信は、フランス最大級のユニバーサルバンクであるソシエテジェネラル(以下、SG)の100%子会社であり、2007年7月より日本で業務を開始しています。主に、SGグループの運用商品を日本の投資家に提供しております。
【ソシエテジェネラルについて】
ソシエテジェネラルは、1864年に設立されたフランス最大級のユニバーサルバンクです。傘下に500を超す海外支店および海外子会社を持ち、世界83か国に約15.7万人の社員を擁しています。2011年9月末現在の連結総資産は1兆2,470億ユーロ(約124.2兆円、為替レートは99.6円/ユーロ(2011年12月末現在)で換算)です。



⚠ 下記データは、「収穫名人II」の特別勘定の運用実績を示すものではありません。また、将来の目標値到達の回数や超過給付金のお支払いの確実性をお約束するものではありません。

日本株式、日本債券の主要指数とリスクコントロール手法での運用シミュレーションの推移



<上記指数について>

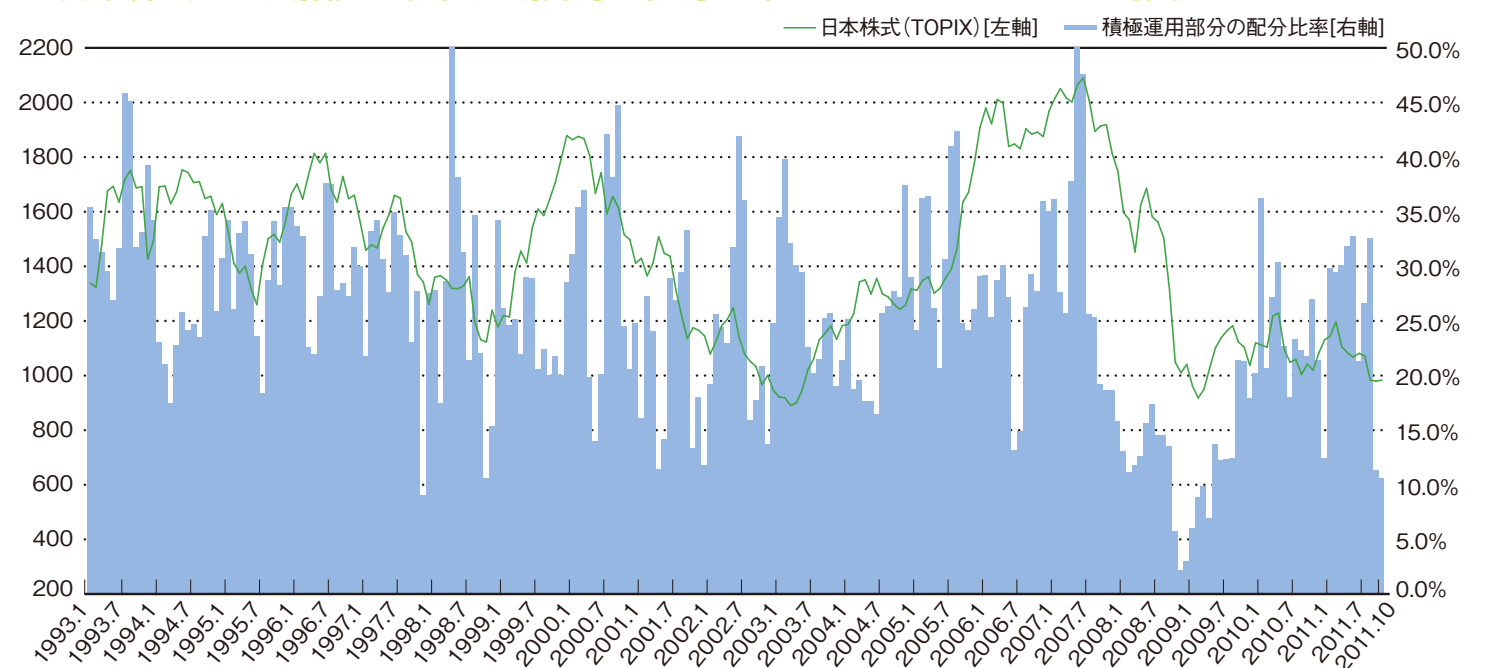
・上記グラフは、リスクコントロール手法に従って運用を行ったと仮定し計算したデータ(取引にかかる費用等の諸費用を考慮していません)と、日本株式、日本債券の主要指数について、2000年10月末を100として指数化し2011年10月末まで運用したと仮定した場合の、各月末数値(指数)の推移をグラフ化したものです。

・上記グラフは、保険契約関係費(年率2.70%)と資産運用関係費(年率0.30%)について考慮していません。

[参考指数]

日本株式: TOPIX(東証株価指数)、日本債券: NOMURA-BPI総合指数。なお、TOPIX(東証株価指数)、NOMURA-BPI総合指数に関する著作権等知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社東京証券取引所、野村證券株式会社に帰属します。また、各発表機関は、これらのインデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

日本株式の主要指数と積極運用部分の配分比率のシミュレーションの推移



本期間内における積極運用部分の配分比率の平均: 約25.6%

<前提条件>

・上記グラフは、リスクコントロール手法に従って運用を行ったと仮定し計算したデータに基づいて、1993年1月から2011年10月まで(データ数226個)の積極運用部分の純資産総額に対する配分比率(月次最大値)を示したものと、同時期の日本株式(TOPIX(東証株価指数))の推移をグラフ化したものです。

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認ください
たい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や
代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての
詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・
約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と住所等について

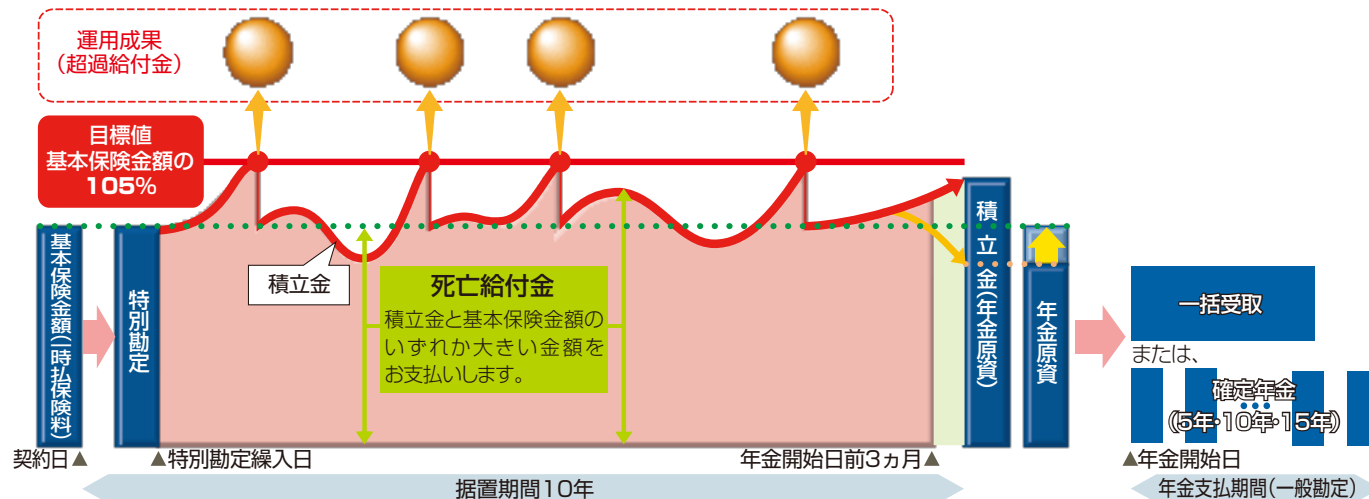
- 名称 明治安田生命保険相互会社
- 住所 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
連絡先 明治安田生命D.A.サービスセンター 0120-453-860
ホームページアドレス <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

2. 商品の特徴としくみ

- 保険商品の名称(正式名称) 5年ごと利差配当付一時払変額個人年金保険(超過給付金型) [II型]
- 商品の特徴
 - ・この商品は、一時払保険料の100%を特別勘定で運用するため、運用実績に基づいて、積立金、解約返戻金、死亡給付金等が変動(増減)します。したがって、据置期間中に解約した場合は、解約返戻金が基本保険金額(一時払保険料)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - ・特別勘定繰入日から(年金開始日前3ヵ月間を除く)、積立金が目標値(基本保険金額の105%)に達するたびに、基本保険金額を超える金額を超過給付金としてお支払いします。超過給付金(源泉分離課税の対象となる場合は、税控除後の金額)は、所定の利息をつけて自動的に一般勘定に据え置かれ、お客さまの請求によりお受け取りいただけます。
 - ・年金開始日前日の積立金が基本保険金額を下回っている場合でも、年金原資は基本保険金額の100%が最低保証されます。また万一、据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、積立金と基本保険金額のいずれか大きい金額をお支払いします。なお、年金年額は契約日に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金年額は年金開始日の基礎率等(予定利率*等)に基づいて算出されます。
- * 予定利率とは、年金年額を計算する際に適用される利率をいいます。

- この商品は生命保険です
この商品は明治安田生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため**預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。**なお、死亡給付金および年金原資は引受保険会社である明治安田生命により、基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

■ 商品のしくみ(イメージ図)



●当図は商品のイメージであり、将来の積立金、死亡給付金、年金原資、年金年額ならびに超過給付金を保証するものではありません。

3. 保険料払込方法

この保険の保険料払込方法は、一時払のみです。

4. 保険期間

年金種類*1	契約年齢(保険年齢)範囲	保険期間*3	うち据置期間	年金開始年齢範囲
			10年	
5年確定年金	0歳~75歳*2	15年	10年	10歳~85歳
10年確定年金		20年		
15年確定年金	0歳~70歳*2	25年		10歳~80歳

*1:最低年金年額は10万円です(年金年額の上限はありません)。なお、年金年額が10万円未満の場合、年金開始日の前日の積立金、基本保険金額の100%のいずれか大きい金額を契約者に一括してお支払いします。

*2:契約日における被保険者の契約年齢(保険年齢)は、満年齢とは異なる場合があります。契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢に1歳を加算します。
[例]1月1日生まれで満年齢が60歳の方は、契約日がその年の7月1日以降になると、契約年齢(保険年齢)は61歳に切り上がります。

*3:保険期間は、据置期間と年金をお受け取りいただく期間の合計となります。
※基本保険金額(一時払保険料)、年金種類等、ご契約の具体的な内容につきましては、この「契約概要」および「収獲名人II 保険契約申込書」のお申込内容を必ずご確認ください。

5. 担保内容

■ 年金・死亡給付金の主なお支払事由

	年金	死亡給付金
お支払事由	被保険者が年金開始日以後、年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存されているとき	被保険者が年金開始日前に死亡されたとき
お支払額	年金開始日の前日に確定した年金原資(基本保険金額の100%を最低保証)から算出された年金年額	被保険者が死亡した日における以下のいずれか大きい金額 ・積立金 ・基本保険金額
受取人	年金受取人	死亡給付金受取人

*年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金の現価を年金受取人に一括してお支払いします。

■ 年金・死亡給付金をお支払いできない場合

年金・死亡給付金をお支払いができない場合の主な事由については、14ページの「5.次のような場合には、年金・死亡給付金をお支払いできないことがあります」をご覧ください。

6. 引受条件

- ・基本保険金額(一時払保険料):100万円以上5億円以下*4 (10万円単位)
- *4:同一の被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。
- ・増額のお取り扱いはありません。

7. 特約

- ・後継年金受取人指定特約...年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合、あらかじめ指定いただいた後継年金受取人に年金を引き続きお支払いします。年金開始日以後に年金受取人のお申し出により、被保険者の同意を得て明治安田生命が承諾したときに付加することができます。
 - ・年金支払特約...死亡給付金は「年金支払特約」を付加することにより一時金にかえて年金でお受け取りいただけます。死亡給付金受取人のお申し出により、死亡給付金のご請求時に付加することができます(ご契約成立後、契約者のお申し出により付加することも可能です)。
- ※年金支払期間中は、保険契約関係費として年金年額の1.0%が年金支払日に控除されます。

8. 配当金

年金開始日前の特別勘定運用中(据置期間中)は、配当金はありません。
年金開始日以後のご契約については、資産の運用成果により剰余金が生じた場合、年金開始後5年ごとの資産の運用成果に応じて、年金開始後6年目から5年ごとの契約応当日に配当金を現金でお支払いします。ただし、資産の運用実績によっては配当金をお支払いできないことがあります。

9. 解約返戻金

この保険の解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。したがって、解約返戻金が一時払保険料より少ない金額となる場合があります。解約返戻金に最低保証はありません。
くわしくは14ページの「6.解約・一部解約と返戻金について」をご覧ください。

10. 特別勘定について

特別勘定は以下の投資信託が運用対象となります。特別勘定での運用は、高い収益を期待できますが、その反面、株価・金利・為替等の変動により損失を被る場合があります。また運用に伴うリスク、成果は契約者に帰属します。

一時払保険料は、申込日からその日を含めて8日目*1または保険契約承諾日の翌営業日のいずれか遅い日に特別勘定に繰り入れられます。

資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

*1: 8日目が営業日以外の場合、翌営業日とします。

特別勘定の名称	対象となる投資信託	運用会社	資産運用関係費
SG世界バランスYY*2	MYL リスクコントロール・ファンドYYYY*2 VA (適格機関投資家向け私募)	リクソー投信株式会社	年率0.30%(税込)

*2: 特別勘定、対象となる投資信託は毎年設定され、YY、YYYYは、契約日より異なります。(例)契約日が2011年11月~2012年10月の場合「11」「2011」となります。各特別勘定、対象となる投資信託は、同じ運用方針、運用手法です。

■特別勘定の運用方針

市場環境の変動に応じて機動的に資産配分を見直す「リスクコントロール手法」により、市場に対するリスクを調整し、安定的な投資成果の獲得を目指します。

■特別勘定の特色・主な投資リスクについて

特色	<ul style="list-style-type: none"> 市場環境に応じて、株式・商品指数による「積極運用部分」と債券指数等による「安定運用部分」の資産配分比率を機動的に見直すことにより、市場に対するリスクをコントロールします。 資産配分にあたっては、ファンドのリスクを「変動率(資産の値動き)」*3で計測し、積極運用部分の変動率が激しい場合は、積極運用部分への配分比率を減らして安定運用部分への配分比率を増やすことにより、ファンドのリスクをコントロールします。
主な投資リスク	価格変動リスク、為替リスク、信用リスク、金利変動リスク等があります。

*3: 変動率(資産の値動き)とは、「投資対象の資産価格の変動」のことで、一般的に、変動率が高いことはリスクが高いと定義されます。

※特別勘定に係る資産運用会社等の経営破綻や著しい信用状況の悪化等によっては、期待された運用成果が得られない場合があります。

主な投資リスクについて	
価格変動リスク	有価証券の市場価格の変動により、資産価値が変動し、投資元本を下回る場合があります。
為替リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が変動し、投資元本を下回る場合があります。
信用リスク	有価証券の発行体の経営・財務状況の悪化により、資産価値が変動し、投資元本を下回る場合があります。
金利変動リスク	金利水準の変動により、資産価値が変動し、投資元本を下回る場合があります。

■特別勘定資産の評価方法

運用対象	資産評価方法
有価証券	時価評価
コールローンおよび預貯金	原価法
為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引	評価差額を損益に計上

11. 契約者にご負担いただく諸費用について

契約者にご負担いただく諸費用については、12ページをご覧ください。

注意喚起情報

■「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。

■この「注意喚起情報」のほか、ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」、資産運用に関する詳細は「特別勘定のしおり」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

◆契約者にご負担いただく諸費用について

契約者にご負担いただく費用には、保険契約関係費、および特別勘定の資産運用関係費として投資対象となる投資信託の信託報酬があります。

項目	内容	費用	費用の計算方法
1. 年金開始日以前の費用			
保険契約関係費	死亡給付金・年金原資を最低保証するための費用、およびご契約の締結・維持・管理に必要な費用	年率2.70%	特別勘定の資産総額に対して、左記の年率を365日で日割りし毎日控除します。
資産運用関係費*1	特別勘定の運用に関する費用(信託報酬)	年率0.30%*2(税込)	投資信託の純資産総額に対して、左記の年率を365日で日割りし毎日控除します。

*1 資産運用関係費は、投資する投資信託の信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料等、および消費税等の税金がかかります。信託報酬以外のこれらの諸経費は特別勘定から控除されるため、契約者は間接的に負担することとなります。また、これらの諸経費については、投資信託委託会社における運用により発生し、その運用方法によって変動するため、費用の発生前にその費用の額や割合等を提示することはできません。なお、資産運用関係費は、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。

*2 特別勘定の主たる投資対象の投資信託(国内投資信託)は、外国投資信託へ投資を行うため、国内投資信託と外国投資信託の信託報酬を合わせた年率を記載しております。

2. 年金開始日以後の費用

保険契約関係費	ご契約の維持・管理に必要な費用	1.0%	年金開始日以後、年金年額に左記の率を乗じた額を、年金支払日に責任準備金から控除します。
---------	-----------------	------	---

3. ご契約の解約または一部解約の場合の費用

解約控除	契約日から解約日(一部解約日)の翌営業日までの経過年数が7年未満の解約(一部解約)の場合にかかる費用	5.0%~2.0%	契約日からの経過年数に応じ、基本保険金額(一部解約の場合は請求額に応じて減額される基本保険金額)に左記解約控除率(別表参照)を乗じた額を控除します。
------	--	-----------	--

【別表】解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	7年以上
解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	0.0%

◆契約者にご負担いただく諸費用の合計額について

契約者にご負担いただく費用の合計額は、上記「保険契約関係費」、「資産運用関係費」の合計となります。なお、契約日から7年未満の解約(一部解約)の場合には、上記「解約控除」がかかります。

◆投資リスク(損失が生じるおそれ)について

この商品は、一時払保険料の100%を特別勘定で運用し、特別勘定を構成する投資信託の運用実績等に応じて積立金、将来の年金年額等が増減します。そのため国内外の有価証券(株式や債券)の価格下落や為替相場の変動等により、投資信託の基準価額が下がった場合、積立金、解約返戻金が基本保険金額(一時払保険料)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。なお、特別勘定の主な投資リスクについては、11ページの「10. 特別勘定について」をご覧ください。

1. 8日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます (クーリング・オフ制度)

■ 申込日(申込書の記入日)または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」)をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

※お申し込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

■ お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田生命あて上記期限内に発信してください。

- ①契約者の氏名・フリガナ・住所・電話番号・印鑑(申込書に押印したものと同一印を押印)
- ②商品名・一時払保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名〔カナ・漢字〕)
- ③お申し込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】 〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11

明治安田生命保険相互会社 事務サービス企画部 ダイレクト事務サービスグループ

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をお勧めします。

2. 職業等について、ありのままを告知してください(告知義務)

■ 契約者や被保険者には職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、職業等、明治安田生命が「申込書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■ 告知受領権(告知をお受けできる権限)は明治安田生命が有しています。三菱東京UFJ銀行(募集代理店)の担当者(保険販売資格をもつ募集人)には、告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■ 明治安田生命の確認担当職員または明治安田生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または死亡給付金のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただくことがあります。

■ 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

■ 三菱東京UFJ銀行(募集代理店)の担当者(保険販売資格をもつ募集人)等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合(以下、「告知の妨害等」)には、明治安田生命はご契約を解除することはできません。ただし、明治安田生命がおたずねした告知事項について、担当者等による告知の妨害等がなく、契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田生命はご契約を解除することができます。

※ご契約を解除した場合には、たとえ死亡給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば契約者にお支払いします。

3. 保険契約が承諾となった場合、告知と一時払保険料相当額のお払い込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

■ お申し込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払い込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を負います。

■ 三菱東京UFJ銀行(募集代理店)の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

4. 特別勘定について

■ 特別勘定に属する資産の種類と評価方法、運用の基本方針等、資産運用に関する事項については、11ページの「10.特別勘定について」をご覧ください。

5. 次のような場合には、年金・死亡給付金をお支払いできないことがあります

■ 免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、契約者または死亡給付金受取人の故意による被保険者死亡等)。

■ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合。

■ 死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。

■ 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取り消しとなった場合や、年金や死亡給付金の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

6. 解約・一部解約と返戻金について

■ 年金開始日前(据置期間中)であれば、いつでもご契約を解約・一部解約して返戻金を受け取ることができます。ただし、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。なお、解約返戻金に最低保証はありません。したがって、解約返戻金が一時払保険料より少ない金額となる場合があります。

■ 解約された場合の返戻金は、解約日(請求書の明治安田生命受付日)の翌営業日の積立金を基準に計算します。

■ 契約日から解約日の翌営業日までの経過年数が7年未満の解約(一部解約)の場合、「解約控除」がかかります。

$$\text{解約返戻金} = \text{解約日の翌営業日における積立金} - \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率}$$

■ 解約控除率

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	7年以上
解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	0.0%

■ 一部解約をする場合は、10万円以上10万円単位で金額を指定していただきます。なお、一部解約日前日の積立金により判定した一部解約後の積立金および基本保険金額が100万円以上あることが必要です。

■ 一部解約後の基本保険金額について

● ご契約を一部解約した場合、基本保険金額は次の計算により減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = \text{基本保険金額} - \text{基本保険金額} \times \frac{\text{一部解約請求額}}{\text{一部解約日の翌営業日の積立金}}$$

● 基本保険金額の減額により、年金年額が10万円に満たない場合は、年金でのお受け取りができない場合があります。この場合は、年金開始日の前日の積立金、基本保険金額の100%のいずれか大きい金額を一時金でお支払いします。

※具体的な計算例等、くわしくは「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

7. 保険金額等が削減される場合について

■ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

■ 明治安田生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

詳細に関するお問い合わせ先:生命保険契約者保護機構

TEL03-3286-2820〔月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時〕

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

8. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
 - ・現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・新たなご契約には告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申し込みをお断りしたり、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取り消しとなる場合があります。

9. 相互会社の社員の権利義務について

■明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

10. 生命保険の税金について

- 生命保険料控除について

お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

- 超過給付金支払時にかかる税金について

ご契約から5年以内に超過給付金をお支払いした場合は、差益(超過給付金と必要経費*の差額)に対し、一律20%の源泉分離課税が適用されます。

5年を超えてお支払いした場合は雑所得として、所得税・住民税が課税されます。

$$* \text{必要経費} = \text{超過給付金} \times \frac{\text{目標値到達日の既払込保険料} - \text{過去に必要な経費とした金額}}{\text{目標値到達日の積立金}}$$

- ※超過給付金を据え置いた場合の据置利息については、雑所得として所得税・住民税が課税されます。
- ※超過給付金支払後、解約・死亡給付金受取・年金受取が発生した場合の必要経費は、既払込保険料から超過給付金支払時に必要経費とした金額を控除します。

- 解約返戻金受取時にかかる税金について
 - ・ご契約から5年以内に解約された場合は、差益に対し一律20%の源泉分離課税が適用されます。
 - ・5年を超えて解約された場合は、一時所得扱いとなり、所得税・住民税が課税されます。

一時所得の課税対象額 = |解約返戻金 - 必要経費(既払込保険料) - 特別控除(50万円を限度とする)| × 1/2

※他の一時所得と合算します。

- 死亡給付金受取時にかかる税金について

死亡給付金受取時には、契約者・被保険者・死亡給付金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・住民税、贈与税が課税されます。

[ご契約例]

	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

- 年金・一括受取時にかかる税金について

年金・一括受取時には、下表の通り課税されます。

<年金受取人が契約者自身の場合>		<年金受取人が契約者以外の場合>	
受取方法	課税内容	受取方法	課税内容
年金受取	毎年の年金受取時に、年金の課税部分に対し、所得税(雑所得)・住民税が課税されます。	年金受取	年金の受取開始時に、相続税法上の年金受給権評価額に対し、贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に、年金の課税部分に対し、所得税(雑所得)・住民税が課税されます。
一括受取	一括受取時に、一括受取額の課税対象額に対し、所得税(一時所得)・住民税が課税されます。	一括受取	一括受取時に、一括受取額の課税対象額に対し、贈与税が課税されます。

※くわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取り扱い等については、平成24年2月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお払い込み、保全お手続き、給付金等のお受け取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。なお、個別の取り扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

■ご参考 超過給付金支払時の課税の計算例

前提条件：一時払保険料1,000万円、目標値到達日の積立金額1,050万円、超過給付金額50万円

■雑所得金額の計算式

$$\text{雑所得金額} = \text{超過給付金額} - \text{必要経費} *$$

$$* \text{必要経費} = \text{超過給付金} \times \frac{\text{目標値到達日の既払込保険料} - \text{過去に必要な経費とした金額}}{\text{目標値到達日の積立金}}$$

<超過給付金1回目の計算例> 雑所得金額 = 超過給付金額 - 必要経費* = 50万円 - 48万円* = 2万円

$$* \text{必要経費} = 50 \text{万円} \times \frac{1,000 \text{万円}}{1,050 \text{万円}} = 50 \text{万円} \times 0.96 \text{ (小数第3位以下切り上げ、第2位まで算出)} = 48 \text{万円}$$

<超過給付金2回目の計算例> 雑所得金額 = 超過給付金額 - 必要経費* = 50万円 - 45.5万円* = 4.5万円

$$* \text{必要経費} = 50 \text{万円} \times \frac{(1,000 - 48) \text{万円}}{1,050 \text{万円}} = 50 \text{万円} \times 0.91 \text{ (小数第3位以下切り上げ、第2位まで算出)} = 45.5 \text{万円}$$

支払回数	超過給付金額(A)	必要経費(B)	累計額	雑所得金額(A) - (B)
1	50万円	48万円	48万円	2万円
2	50万円	45.5万円	93.5万円	4.5万円
3	50万円	43.5万円	137万円	6.5万円

※ご契約後5年以内の場合、雑所得金額に対して20%源泉分離課税されます。

【関係法令通達等】
 所得税法第35条、同法第174条第8号、同法第175条第1号、地方税法第71条の5、同法第71条の6、所得税基本通達174-4、所得税法施行令第183条、平成14年6月7日付東京国税局課一総第69号「変額個人年金保険に関する課税上の取扱いについて」3.変額個人年金保険を定期的に一部解約した場合(定時定額引出)の課税上の取扱いについて、平成19年11月28日付東京国税局課税第一部審理課回答(口頭)より

11. 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

- お手続きやご契約に関する苦情・ご相談、契約内容・運用状況のご照会、各種お手続きについては、「明治安田生命D.A. サービスセンター」へご連絡ください。

明治安田生命D.A. サービスセンター



0120-453-860

※営業時間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始等の休日を除く) 午前9時～午後5時
 ※15時以降受付の積立金に関するお手続きにつきましては、翌営業日に受け付けたものとしてお取り扱いいたします。

- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。

- 社団法人 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

- ご契約後、明治安田生命から以下の書類をお届けします。

ご契約後	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約締結時交付書面(生命保険証券等) ● 生命保険料控除証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・1月1日から9月30日までのご契約……………10月中旬に発送 ・10月1日から12月31日までのご契約……………ご契約成立後に順次発送
据置期間中	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約内容のお知らせ(年4回) ● 決算のお知らせ(年1回) ● 明治安田生命からのお知らせ(年1回) <ul style="list-style-type: none"> ・年金開始日以降は年金受取人に送付
超過給付金支払時	<ul style="list-style-type: none"> ● 超過給付金のお知らせ <ul style="list-style-type: none"> ・原則、運用の目標値到達後、5営業日以内に発送 ● 超過給付金残高のお知らせ <ul style="list-style-type: none"> ・支払い(発生)から1年経過ごとに送付
年金開始日の約2ヵ月前	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金開始請求書
年金受取時	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金証書(年金開始時のみ) ● 年金支払明細書兼残高通知書
各種手続き完了後	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続き完了のお知らせ

※生命保険証券以外の書類には、商品名を「収獲名人」と記載しております。

※上記は、平成24年4月現在、郵送を予定しているものであり、名称・郵送時期等は将来変更となる場合があります。

- ユニット価格や運用状況レポート等については、明治安田生命のホームページでご覧いただけます。

明治安田生命ホームページアドレス <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

12. 給付金等のご請求について

- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命D.A. サービスセンター」にご連絡ください。

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

- 明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者がご住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。

明治安田生命の個人情報のお取り扱いについて

個人情報の利用目的

- お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、ご契約のお申込みの際に、お客さま情報を取得させていただきます。なお、明治安田生命は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・明治安田生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

個人情報の留意事項

明治安田生命の個人情報の取扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

- お客さまの身体・健康状態に関する情報について
- ◆ お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- ◆ また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- ◆ なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

- 明治安田生命におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。